

学会賞（実践研究部門）顕彰細則

（目的）

第1条 この細則は、学会賞（実践研究部門）に関し必要な事項を定め、適正な選定及び選考を行うことを目的とする。

（選定の対象者）

第2条 学会誌に掲載された論文の著者となる日本数学教育学会正会員であり、教育現場における優れた研究を対象とする。なお、大学の教員や研究所等の研究機関に所属する研究者を著者に含む研究は対象外とする。

（選定の基準）

第3条 学会賞（実践研究部門）は、学会誌「算数教育」及び「数学教育」に掲載された、「論説」、「教材研究」、「実践研究」、（以下、これらを「論文」と略称）の中から優秀な論文を選定する。

2 学会賞（実践研究部門）は、教育現場における優れた研究を顕彰するため、大学教員や研究所等の研究機関に所属する研究者を著者とする論文は、選定の対象外とする。

（選定委員会）

第4条 学会賞（実践研究部門）選定委員の構成は、別に定める学会各賞選考委員及び選定委員規定による。

（選定方法）

第5条 表彰を行う年度の前年の1月から12月までに発刊された学会誌「算数教育」「数学教育」に掲載された論文を選定の対象とした編集部幹事によるアンケートを行う。

2 学会賞（実践研究部門）選定委員会は、アンケートをもとに表彰候補者名簿を作成する。

（選考方法）

第6条 学会賞（実践研究部門）選定委員会は学会各賞選考委員会に候補者名簿を提出し、学会各賞選考委員会は候補者を選考し、理事会で「受賞候補者」の承認を得る。

2 学会各賞選考委員会は、理事会で受賞者が決定されたことを社員総会に報告する。

（表彰行事）

第7条 全国算数・数学教育研究大会の開会式において受賞者を紹介し、代表理事より賞状と副賞を授与する。

2 表彰年度の大会特集号ならびに学会誌等に表彰者氏名等を掲載する。

（細則の変更）

第8条 この細則を変更するときは、理事会の承認を得なければならない。

付 則

平成26年4月1日制定

平成26年4月14日の理事会で承認

平成26年4月15日より施行